

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議（第3回）議事録

日 時：平成 28 年 8 月 2 日（火）9:00 - 9:30

場 所：4 号館 2 階第 3 特別会議室

出席者：

座 長	東京オリンピック・パラリンピック大臣	遠藤 利明
副 座 長	内閣官房東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長	平田 竹男
構 成 員	内閣官房東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官	岡西 康博
	内閣官房国土強靱化推進室参事官	永井 智哉 ※代理出席
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当参事官補佐	荒井 寛 ※代理出席
	内閣府政策統括官（防災担当）	加藤 久喜
	警察庁交通局長	井上 剛志
	総務省情報通信国際戦略局長	谷脇 康彦
	消防庁次長	大庭 誠司
	法務省人権擁護局総務課長	森本 加奈 ※代理出席
	文部科学省初等中等教育局長	藤原 誠
	スポーツ庁審議官	木村 徹也 ※代理出席
	厚生労働省社会・援護局長	定塚 由美子 ※代理出席
	農林水産省大臣官房審議官	丸山 雅章 ※代理出席
	経済産業省大臣官房審議官	前田 泰宏 ※代理出席
	国土交通省総合政策局長	藤田 耕三
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長	萱場 明子 ※代理出席
	東京都都市整備局企画担当部長	荒井 俊之 ※代理出席
	東京都福祉保健局生活福祉部長	坂本 尚史 ※代理出席
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会大会準備運営第一局長	井上 恵詞 ※代理出席
	日本パラリンピック委員会委員長	山脇 康

【岡西統括官】

ただ今から、「第3回ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を開催いたします。本日は御多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。当連絡会議の司会進行を務めます、内閣オリパラ事務局で企画・推進統括官をしております、岡西と申します。

本日は、報道関係者が同席されますので、よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、遠藤オリパラ大臣からご挨拶いただきます。

《遠藤オリパラ大臣挨拶》

【遠藤大臣】

皆さん、おはようございます。まず、先月26日に相模原市の障害者支援施設において発生した事件により、多くの何の罪もない方々が犠牲となりました。お亡くなりになられた方々に心からご冥福を申し上げますとともに、ご遺族にお悔やみを申し上げます。負傷された方々にはお見舞いを申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。

大変痛ましく衝撃的な事件であります。もともと2020年東京大会の最大のレガシーは共生社会だと申し上げてきた私にとりましても、大変悔しい事件であります。皆様におかれましては、共生社会に向けた意識改革を進めながら、大会を通じてこのような意識を広めていただきたいと思います。

2月に本会議を立ち上げる際、そんなことを申し上げましたが、皆さまにユニバーサルデザインの推進に向けた施策についてご検討をお願いしました。非常に限られた時間の中で、障害者団体や有識者等との意見交換を重ねつつ、皆さまには精力的にご検討を頂いたと伺っております。改めまして、お礼を感謝申し上げます。本日はその結果として、中間とりまとめを行う予定ですので、積極的なご議論をお願い申し上げます。

【岡西統括官】

遠藤大臣、ありがとうございました。この後、議事に入りますが、報道関係者で退出を希望される方は御退出をお願いします。

本日の配布資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係からお手元の議事次第と出席者一覧をもって代えさせていただきます。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

議事2、中間とりまとめ案について事務局よりご説明いたします。

【上村参事官】

オリパラ事務局参事官の上村です。

それでは、資料1、中間とりまとめ案についてご説明します。

この中間とりまとめ案は、基本的考え方、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの街づくりの3部構成になっておりまして、まず、「1. 基本的考え方」では、我々の目指す共生社会について、障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会だとした上で、2段落目で、2020年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会、また成熟

社会における先進的な取組を世界に示す契機であり、我が国が共生社会に向けた大きな一歩を踏み出すきっかけとしたいと掲げています。

次の「2. ユニバーサルデザイン2020」では、いわゆる障害の社会モデルを説明した上で、その社会的障壁を取り除くには、人々の心の在り方を変えていくことと、街中の段差解消などを進め、誰もが安全で快適に移動できるようにしていく必要があることから、「心のバリアフリー」分野とユニバーサルデザインの街づくり分野の2つの大きな柱についてとりまとめることとしたことを明示しております。また最後に、障害のある人の参画を原則とし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要ということを書き記述しています。

次に、3ページ「II. 心のバリアフリー」の考え方でございます。最初に「心のバリアフリー」について、すべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことという共通の認識を持ち、2段落目で、その実現のためには、すべての人々が他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくことが重要、それから障害についての基礎的知識や障害のある人の心理、障害の状態に応じた接し方の基本の習得に取り組むべきとしています。

また特に、情報のやりとりの各段階において障害がある人がいることを理解した上で、情報保障を行う必要があることを書き記述しています。

3段落目では、障害のある人自身やその家族についても、コミュニケーションスキルを身につけることが重要であるが、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要があると書き記述しています。

こうした考え方を踏まえて、各府省等から4ページ以降の具体的な取組を検討していただいております。学校教育、企業等、地域、国民全体、最後に障害のある人による取組と、大きく5つに分けて整理しています。いずれも重要な取組、施策と考えていますが、本日はそれぞれの分野についてピックアップして紹介します。

まず、学校教育については、子どもたちに、ということで、学習指導要領改訂において「心のバリアフリー」の指導や教科書等を充実させる。また教員に対しては、教員養成課程、免許状更新講習等における指導法等の充実、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開としては、文部科学省、厚生労働省が中心となって「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」といった会議を設置、また、特別支援学校と交流している小中学校や特別支援学級の設置校、2万校を軸に交流・共同学習を実施するといったことを盛り込んでいます。

また障害のある児童・生徒・学生を支える取組として、指導内容について発達段階に応じた改善・充実を図ること。それから、ICTの活用を含めた環境整備、高等学校における通級指導の制度化、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の引き上げについて記載しております。

最後に高等教育については、教職員が集まる会議等における取組事例の紹介等、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討などを盛り込んでいます。

続いて、企業等における取組については、社員教育としては、経済界協議会と連携して汎用性がある研修プログラムを策定し、全国展開する。またその検討にあたっては、障害当事者の参加し、実習を行うカリキュラム、教材となるようにすると記載しております。また、国家公務員の新規採用研修や地方公務員についても検討することとしております。

待遇対応ということでは、交通分野、観光・外食等サービス産業それぞれについて、乗車拒否や入店拒否といった差別的取扱いが行われないよう徹底するという。またそれぞれの業界向け待遇ガイドライン、マニュアルの策定、普及。障害当事者の参画を得ての研修の充実や、さらには雇用形態を問わず、従業員に対して「心のバリアフリー」を徹底することとしております。

障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組ということでは、法定雇用率の見直しや、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化をはじめとする、職場定着の支援のための取組などの実施。それから、経済界協議会からもご提案いただいております、人材採用評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準の反映や、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりの促進といったことを記述させていただき、最後に農福連携等についても盛り込んでいます。

次に、地域における取組、これは当初事務局案では大項目として記載はなかったのですが、分科会におけるみなさんの意見を踏まえて、大項目として項目を立てたものです。そこでは、災害時の避難支援として、避難行動支援に関するパンフレットの作成・周知等、また地域の人権擁護委員などを「心のバリアフリー」の相談窓口として活用といったことを盛り込んでいます。

国民全体に向けた取組としては、障害のある人、ない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催の推進、特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典の実施、また、各種広報活動の展開を盛り込んでいます。

最後に、障害のある人による取組としては、障害者団体や社会福祉法人等を中心とした取組を進める地方自治体への支援。また、社員教育プログラムの策定にあたって、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、講師用テキストを作成するといったことを盛り込んでいます。

14ページからが「Ⅱ．ユニバーサルデザインの街づくり」の考え方であります。

現状としては、バリアフリー法のもと一定の水準まで整備が進んできましたが、東京大会は、更なる取組を行う契機であるとした上で、アクセシビリティ・ガイドラインのもと、より高次元のユニバーサルデザインを実現することが求められている。また、各地の観光地、交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進することが位置付けられたことなどこのような事情を踏まえて、より一層、強力かつ総合的に、すべての主体が一体となって取組を進めていく必要があるということを掲げています。

そして最後に、災害に強くしなやかな国づくりの観点からも重要な取組であること、情報のバリアフリーを進めるに当たっての留意点として、情報バリアフリーを進めるにあたってタッチパネルの画面操作が困難な人等様々な状態の障害のある人に配慮した検討が必要であることなどに触れています。

16ページからが、具体的取組になりますが、施策の大部分を所管する国土交通省を中心にとりまとめたいただきました。

大きく、東京大会に向けた重点的なバリアフリー化と全国各地におけるユニバーサルデザインの推進とに分けて整理しております。東京大会に向けた重点的なバリアフリー化における大きな1点目として、競技会場におけるバリアフリー化の推進。大きな2点目は、競技会場周辺エリアにおけるバリアフリー化で、道路、都市公園について、それぞれ、重点的に整備するところを決め、強力に整備を進めていく。それから、バリアフリー対応型の信号機や視認性に優れた道路標識などの整備や主要建築物についてのトイレのバリアフリー化実態調査といったことを盛

り込んでいます。

大きな3点目は主要鉄道駅・ターミナルにおけるバリアフリー化ですが、アクセシブルルートに関係する駅などにおけるエレベーターの増設などに対して重点支援、都内の主要ターミナルにおける都市再開発プロジェクトの中でバリアフリー化を推進といったことを盛り込んでいます。

大きな4点目は、空港のバリアフリー化で、成田、羽田の国際線ターミナルにおける取組、大きな5点目としては、リフト付バス・ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進で、特に空港アクセスバス、ユニバーサルデザインタクシーについて重点的に支援を行うといった施策を盛り込んでいます。

以降が全国各地におけるユニバーサルデザインの推進ですが、その大きな1点目は、バリアフリー基準・ガイドラインの改正になりまして、公共交通関係の基準、建築物に関する設計標準それぞれについて、ここに掲げているような項目を検討して改正作業を行うこととしています。

大きな2点目は、観光地のバリアフリー化ということで、自治体におけるバリアフリー情報の自己評価・公表の促進、また、バリアフリーツアーセンターの拠点数を増やし、多言語対応や人的支援の充実を図るなどにより、情報提供を促進することを盛り込んでいます。

大きな3点目は、都市部等の複合施設を中心とした面的なバリアフリーの推進になります。まず、全国の主要ターミナルにおいてもバリアフリー化を推進する、それから、全国の主要鉄道駅周辺ということでは、道路については、生活圏で徒歩で移動する道路として指定した1700kmの道路について重点的にバリアフリー化を実施したり、バリアフリー対応型信号機、わかりやすい道路標識などの整備といったことを盛り込んでいます。

また、バリアフリー基本構想の策定を促進するため、今のガイドブックを改定して、具体的な取組事例などを多く示すとともに、広域的な観点から、都道府県や国の参画といったような方策も検討することとしています。

次のピクトグラムに関する標準化については、新たな案内用図記号のJIS規格化、ISO規格との整合化の検討、ピクトグラムの全国的な普及を図る、またパーキングパーミットの制度についても導入促進に向けた検討を行っていくことを盛り込んでいます。

大きな4点目は、公共交通機関等のバリアフリー化になります。

まず鉄道においては、車椅子利用環境の改善ということで、待ち時間の問題や多数の利用者が集中するといったような場合の対応、ハンドル型の電動車椅子の乗車要件の見直しについても検討を進めていくこととしています。

それから、船の関係では、全国の主要な旅客船ターミナルの連続的なバリアフリー化の促進や船旅のメジャールートにおいて、新造船の先進的なバリアフリー化を促すといったことを盛り込んでいます。

次は航空旅客ターミナルになりまして、空港のバリアフリー化に関するガイドラインの改訂に向けた検討や、関西、中部などの空港においても取組の具体化を行うこととしています。

大きな5点目はICTを活用した情報発信、行動支援になりまして、GPSが使えないところ、例えば鉄道駅から競技会場の経路などにおける歩行者移動支援のサービスの実証やバリアフリー情報のオープンデータ化、デジタルサイネージや経路案内などについて、個人の属性に応じた情報提供などの実現に向けた実証実験の実施など、6項目を盛り込んでいます。

最後に、トイレの利用環境の改善ということで、ガイドライン等の改正を行い、ハード面のトイレ環境の整備を図るとともに、ソフト面として、マナー改善に向けたキャンペーンの実施といったことを盛り込んでいます。

なお、中間とりまとめの整理というところに記載しておりますが、「心のバリアフリー」、街づくりの両方に、数値目標や期限、PDCAサイクルのあり方等は、更に検討を進め、最終とりまとめに盛り込むこととしています。

また、ここにいたるまでの分科会の開催経緯、それぞれの構成員リストは、参考資料1、2として記載しております。以上、駆け足でございましたが、資料の説明を終わります。

《意見交換》

【岡西統括官】

それでは、これから意見交換に入りますが、大臣の次のご予定が詰まっておりますので、皆様におかれましては、簡潔にご意見をいただきたいと考えております。

それでは構成員名簿の順に、内閣官房国土強靱化推進室よりお願いします。

【永井参事官】

この数か月間、分科会やWGにおいて、大変熱心な議論を積み重ねて、充実した中間とりまとめ案を作成いただきまして、事務局はじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

中間とりまとめ案にも位置付けられているとおり、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを進めることは、平時に障害のある方々が行動しやすい環境をつくるというだけでなく、災害時に、誰もが助け合い、容易に避難できる環境をつくることにもつながるものであり、災害に強くしなやかな国をつくるという国土強靱化の観点からも非常に重要な取組であると考えています。

今後、本案をしっかりと実行することにより、安全・安心な大会開催、高い水準のユニバーサルデザイン化と「心のバリアフリー」が実現された社会の実現を目指すとともに、災害に強くしなやかな国づくりにもつながるよう、関係府省庁と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

【岡西統括官】

ありがとうございます。それでは内閣府（共生社会政策担当）よりお願いいたします。

【荒井参事官補佐】

内閣府（共生社会政策担当）でございます。本案のとりまとめありがとうございます。内閣府では、本年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたところであり、実効性ある施行のために、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止等について、広く社会にその取組を働きかけているところでございます。

障害者施策全体の中に、このたびのユニバーサルデザイン2020で取り組む「心のバリアフリー」の考え方も当然含まれるものと考えております。内閣府としても中間とりまとめ（案）の

中で、国民全体に向けた広報活動として、障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラム等の開催や、障害者週間を通じた啓発、広報活動を強化することとしております。これからもしっかり国民の関心や理解を深めることができるよう、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

【岡西統括官】

続きまして、内閣府（防災担当）よりお願いいたします。

【加藤統括官】

内閣府（防災担当）でございます。共生社会の実現におきましては、防災の分野といたしましても、様々な状況あるいは状態にある方々を想定して、ユニバーサルに対策を進めていくことが重要であると思っております。

今回の中間とりまとめにおいても、11 ページに記載のあるように、災害時における避難行動要支援者の避難支援について、パンフレットを作成し周知するなど、普及啓発活動を行うこととしております。地方公共団体等の関係機関としっかり連携して、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

【岡西統括官】

警察庁お願いいたします。

【井上局長】

警察庁交通局では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、アクセシブルルートを含む競技会場周辺における音響式信号機などの整備について、関係機関と連携しながら推進することといたしております。

今後、東京大会を契機として、こうしたバリアフリー化の取組について、全国の主要鉄道駅周辺や生活関連経路を構成する道路を中心に推進して参りたいと考えているところでございます。以上です。

【岡西統括官】

総務省お願いいたします。

【谷脇局長】

今回の中間とりまとめ案におかれましては、ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援という項目が含まれておりますけれども、総務省では、デジタルサイネージ等を活用し、母国語等の個人属性に応じた情報提供等を可能にするICT基盤の構築など、社会全体のICT化に取り組んでいるところでございます。

今年度は、IoTおもてなしクラウド事業として、デジタルサイネージにおける外国語による行先案内や経路案内等の地域実証を行うこととしておりまして、現在、実証事業を行う事業者を公募しているところでございます。

この地域実証の結果も踏まえ、ICTを活用したバリアフリー情報提供機能の強化に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

【岡西統括官】

法務省お願いいたします。

【森本課長】

法務省人権擁護局でございます。法務省の人権擁護機関では、これまでも障害のある人の人権をテーマとした啓発活動に取り組んでまいりましたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、地域の人権擁護委員と連携しながら、全国各地で国民参加型あるいは民間事業者等と連携した啓発活動に積極的に取り組むとともに、障害のある人に対する差別などの人権相談に応じることにより、「心のバリアフリー」を推進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡西統括官】

文部科学省お願いいたします。

【藤原局長】

文部科学省としましては、障害の有無にかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会の実現のために、子供たちが多様性を受け入れ、お互いの良さを認め合いながら協働していく力を身につけることは極めて重要だと考えております。その観点から、参考資料3から2点だけご説明申し上げます。まず1ページの関係で、現在文部科学省では、学習指導要領改訂の作業中でございます。その改訂に先行いたしまして、平成29年度中に、これらの指導をクロスカリキュラムの中で自分事として受け止めいくための「心のバリアフリーノート」の作成を含めた取組の検討を進めていきたいと考えております。

それから3ページになりますが、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開に向けた取組としては、文部科学省としては既に学校において実施されている交流及び共同学習がより活性化されるよう、心のバリアフリー学習推進会議を設置して、厚生労働省等と連携して対応していきたいと考えております。なお、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解の推進事業については、平成27年度から平田事務局長のお世話になりまして、文部科学省としては積極的に取り組んでいるところでございます。以上です。

【岡西統括官】

スポーツ庁お願いいたします。

【木村審議官】

スポーツ庁でございます。先日、障害者福祉施設において痛ましい事件が起きました。被害にあわれた方々に対し、ご冥福とお見舞いを申し上げます。

文部科学省では、中間とりまとめにも盛り込まれているとおり、全国の特別支援学校で2020

年にスポーツのみならず、文化、芸術も含めた祭典を実施する「Special プロジェクト 2020」を、スポーツ庁が中心となって取り組んでいくこととしています。このような取組等を通じて、障害の有無に関わらず全ての人々がスポーツを行うことができる共生社会の実現に向け、一層取り組んでまいりたいと考えております。

このプロジェクトは、特別支援学校を障害のある人とない人、地域の交流の場として活用する取組ですが、オリンピック・パラリンピアン等のアスリートによるスポーツ体験会や、地域共同運動会・文化祭といった、スポーツ・文化・教育の祭典を全国 1,114 の特別支援学校で実施してまいります。

また、2020 年東京大会は子どもたちがパラリンピックの競技を観戦する絶好の機会であり、観戦を通じて障害者スポーツ、共生社会への理解・関心が深まることが期待されます。オリンピック・パラリンピック教育等を通して、まずはパラリンピックに関する情報を学校へ発信し、興味・関心を持っていただくことで、観戦へとつなげてまいりたいと考えております。

最後に、8月5日からリオ大会が開催されますが、リオが終わればいよいよ東京大会へと人々の関心が集まります。2020 年に向け、ナショナルトレーニングセンターを拡充し、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等を通じ、国民への意識改革へとつなげる等、東京 2020 大会の成功に向け、引き続き取り組んでまいりますので、みなさまの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【岡西統括官】

厚生労働省お願いいたします。

【定塚局長】

今回の中間とりまとめにおいては、障害のある方の自立支援や就労支援・雇用の促進など、厚生労働省が担当する施策について、様々な記載を盛り込んでいただいております。

まずは、障害のある方の自立支援においては、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業「理解促進研修・啓発事業」でございます。

また、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する「自発的活動支援事業」などを地方公共団体を通じて行ってきており、こういった取組を推進していきたいと考えております。

また、就労支援においては、一般就労への移行や就労定着をより一層進めていくための施策や、農林水産省と共に農福連携の推進に取り組んでいるところでございます。

障害者雇用においては、障害のある人が活躍しやすい企業等を増やすことが大変重要と考えておりまして、障害者就業・生活支援センターによる支援やジョブコーチによる支援などの取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、厚生労働省としても、ユニバーサルデザイン化や「心のバリアフリー」に資する施策をしっかりと推進して参りたいと考えております。以上です。

【岡西統括官】

農林水産省お願いいたします。

【丸山審議官】

農林水産省食料産業局でございます。中間取りまとめ案 8 ページでございます、観光、外食等サービス産業における接遇の向上のうち、外食につきまして、障害者差別解消法に係る、農林水産省における障害を理由とする差別の解消の指針にかかる対応等に準じた対応につきまして、検討したいと考えております。具体的には、参考資料 3 の 8 ページ、下の方でございますが、外食の欄に記載のあるように、来店時の対応、情報提供・意思疎通にかかわる対応、飲食物提供時の対応等といった部分につきまして、業界団体と協議しながら検討し、接遇マニュアルを作成してまいりたいと考えております。以上でございます。

【岡西統括官】

経済産業省お願いいたします。

【前田審議官】

ありがとうございます。経済産業省は、災害用や案内用のピクトグラムの J I S 化、流通業事業者による接遇マニュアルの作成と普及、企業における「心のバリアフリー」の普及について、促進をはかって参りたいと考えております。以上でございます。

【岡西統括官】

国土交通省お願いいたします。

【藤田局長】

国土交通省は、これまで、交通、建築物のバリアフリー化につきまして、バリアフリー法に基づいて、推進して参りましたが、2020 年のオリンピック・パラリンピックを契機として、一層高いレベルでのバリアフリー化を進めていきたいと考えております。

今回の中間とりまとめでは、国土交通省の関連部分は多岐に渡りますけれども、大きく 3 点あるかと思っております。

1 点目は、東京大会に向けて、空港から競技会場に至る連続的かつ面的なバリアフリー化を進めること。2 点目は、観光地を含む全国のバリアフリー水準の底上げに向けて取り組むこと。そして 3 点目は、心のバリアフリーとして、交通事業者等の接遇や研修の改善を進めること。この大きな 3 つの取り組みが求められていると考えております。

国土交通省としては、今後、年末に予定されている最終取りまとめに向けて、数値目標の設定等の具体化に取り組むとともに、これらの施策を着実に推進して参りたいと考えております。以上です。

【岡西統括官】

続きまして、オリパラ組織委員会お願いいたします。

【井上局長】

組織委員会でございます。このたび、この連絡会議におきまして、幅広い関係府省庁、関係団体の皆様から、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」や「大会スタッフ向けのサポートガイド基礎編」にも言及していただき、ハード・ソフト両面の具体的なプランをご提示いただきましたことは、大会運営の観点からも大変ありがたく、また心強く感じているところです。いよいよ4年後に迫りました、東京2020大会の準備におきましても関係者の皆様とさらに連携を深めてまいりたいと考えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。

【岡西統括官】

東京都お願いいたします。

【萱場部長】

東京都オリンピック・パラリンピック準備局でございます。東京都からは、当局のほかに都市整備局と福祉保健局からもオブザーバーとして参加させていただいております。代表して、私から一言、発言をさせていただきます。

先般、国・組織委員会とともに事務局を務めさせていただいたアクセシビリティ協議会において、アクセシビリティ・ガイドラインの国内での取りまとめがなされました。東京都は、ガイドラインを踏まえて東京大会に向けた準備を進めてまいりますが、大会時にとどまらず、大会後のレガシーを見据えて「2020年に向けた東京都の取組」を発表し、誰もが暮らしやすい東京の実現に向けて、現在その取組を進めているところでございます。本日取りまとめられた「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」では、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、「心のバリアフリー」と「街づくり」が掲げられており、これは都の施策とも軌を一にしておいでと考えます。東京都としても精一杯取り組んでまいりますので、国のさらなるご指導・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

【岡西統括官】

日本パラリンピック委員会お願いいたします。

【山脇委員長】

ありがとうございます。これだけ短期間にすべての関係府省の皆様が集まっていただき、広範に、ほとんどすべての項目にわたってとりまとめていただき、ありがとうございます。

日本障害者スポーツ団体、日本パラリンピック委員会においても、活力のある共生社会の実現を掲げて取り組んでおりますけれども、今回の中間とりまとめにおきまして、共生社会の実現に向けてソフトとハードを組み合わせた道筋や具体的な方法が、ほとんどすべてこの中間とりまとめに網羅されたのではないかと感じておきまして、大変心強く感じております。

これをいかに実現していくか、ここに盛り込まれたことを全て具体化していけば、世界に先駆けて成熟した国家や都市として共生社会のモデルを示せるのではないかと考えております。ここにおられる皆様方が先頭にたって、まとめていただいた具体的施策を予算も含めて、推進していただきたいと思っております。

本日に短期化これだけのことがまとまったことは、皆様のマインドセットが変わったという

ことであり、それが非常に大きなことだと思います。事務局の皆様には大変困難な中取りまとめの対応をいただき、ありがとうございました。

【岡西統括官】

構成員の皆様、オブザーバーの皆様、ご議論いただきありがとうございます。ここで何か付け加えたいことなどありますでしょうか。

ありがとうございます。では本日ご提示いただいた内容をもちまして、ユニバーサルデザイン2020の中間とりまとめとさせていただきます。

それでは、遠藤大臣より、本日の議事全般についてお願いいたします。

【遠藤大臣】

先程、中間とりまとめに記載された施策につきまして、各省庁から非常に前向きな発言をいただきました。私自身も大変心強い思いでございます。

「心のバリアフリー」については、学校教育における教科書への反映をはじめとして、企業、地域等も含め、社会のいたるところにおいて、障害のある人もない人もお互いに理解し支え合うために、これまでにない取組が展開されます。街づくりについても、東京大会で実現される世界水準のユニバーサルデザインが、国内の基準を見直すこと等によって、全国に広げられることとなります。今回の中間とりまとめは、非常に意欲的な内容となったと認識していますし、是非世界のモデルとなるような施策にしていきたいと思っています。

急速に進む高齢化への対応のためにも、「この機を逃してはならない」という危機意識を持って、障害のある人や高齢者等すべての人々が暮らしやすい共生社会の実現に向けて、これから、関係各省の皆さんと予算要求、制度改正に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

こうした観点から、改めまして障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せてくれるパラリンピック競技大会は、共生社会を作るという意識を作る、広げる絶好の機会でございます。2020年大会の成功はもちろんですが、今日はパラリンピック日本選手団のリオの結団式もあると聞いておりますが、是非素晴らしい成果を9月7日からの大会で発揮されますよう改めてお願い申し上げて、締めのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【岡西統括官】

遠藤大臣、ありがとうございました。それでは最後に、副議長であります平田事務局長よりご発言をお願い致します。

【平田事務局長】

各省庁におかれましては、本日のとりまとめに関しまして、大変前向きなご発言をいただき、ありがとうございました。分科会を8回行い、数十人の関係者に集まっていただきました。我々としましても、座席を工夫しまして数人単位のロットで対面式の座席を設定する等、今までに無い議論の方法を行ってまいりました。障害のある方からも、これだけ全面的に、役所の方から聞いてもらったのは初めてだということで、大変喜んでもらいました。またそのうちに、き

ちっと意見を言っていただけになりました。

今回心がけたこととして、外からみえない障害のある方がおられまして、ろうあや内部障害、発達障害の方に対する配慮の重要性について、委員の皆さまよりお伺いしました。従来の役所のやり方では、文章から読みとれるよう対応してきましたが、より確実に読めるようにということで、中間とりまとめでは、一部ややくどいかなという表現もありましたが、障害のある方からの心配をなくして欲しいという声を反映した形になっているということを申し上げたいと思います。

こうしたプロセスで、関係省庁の担当の方々からもこのような形で仕事ができ嬉しいということも仰っていただき、連絡会議を始めて良かったと実感しております。

今回の「心のバリアフリー」は藤原局長が審議官だったときに、教育委員会等と一緒にって3年前に売り込みに行った頃が懐かしいのですが、文部科学省の学習指導要領、学校教育の大改革で「心のバリアフリー」が実現していくこととなりますし、あるいはハードもホテルのトイレに車椅子が入れるような基準やUDタクシーをどのように導入するかなどについても、今年から動いていくこととしております。なんとといっても、学習指導要領、国立競技場の世界一のバリアフリー水準は遠藤大臣のリーダーシップなくては語れないものだと思います。

3年前、プエノスアイリスで東京でのオリパラ開催が決まった時、スピーチをしていたのが佐藤真海選手であります。彼女や私が大学院時代に積み重ね研究していたものが着々と実現していくわけで、私自身もうれしく思っております。

予算や制度改革を実現していくために、遠藤大臣のもと、各省庁団結していきたいと思いません。本当にありがとうございました。

【岡西統括官】

平田事務局長、ありがとうございました。

皆さまには、2月より非常に短い期間ながら、踏み込んだご検討を頂きました。心より御礼申し上げます。

引き続き、この中間とりまとめをベースとした予算要求や制度改正に向けて取り組んでいたべくともに、年末の最終とりまとめに向けて、また詳細なご検討をお願いしたいと思います。

それでは、予定の時間となりましたので、本日の会議を終了させて頂きたいと思いません。本日の議事内容については、配布資料を含め内閣官房から公表を予定しておりますので、ご了承ください。本日は、どうもありがとうございました。

以上